

○二番（大森 進君） 陳情第一一十三号 消費税の即時廃止を求める陳情書、代表者岩本寅次氏。並びに陳情第一一十四号 消費税の廃止を求める陳情書、陳情者代表小林米吉氏ほか六百四十名の陳情二件につきまして賛成の立場から討論を行います。

この陳情二件は、昨年九月議会に出されたものであります。もちろん陳情書にも書かれているとおり、夏の参議院選挙結果に基づいて出されたことはいうまでもありません。参議院選挙において消費税反対の審判が下されたことは事実のとおりであります。その選挙の結果、与野党逆転というできごとは、今後の国政においてよい結果が導き出されることは明らかであり、喜ばしいことと思ひます。

そうした流れに沿って出された陳情に対し、総務委員会においては、市民クラブ会派委員によって三月まで継続させられてきました。福生市民の声を、また国民の声を、政府自民党と一体となって無視してきた経過は重大問題であると考えます。ましてや委員会での結論は不採択では到底信じられない内容であります。

そもそもこの消費税は、公約違反を犯し議論も十分に行わないで自民党が強行導入したものであり、民主主義を踏みにじるものであります。国民が反対の意思表示をすれば見直し案を出すなど、衆議院選挙においてはさらなる見直しを叫んできた自民党であります。こうした経過の中では、消費税を廃止して、改めて国民本位の税制議論へと出発点に戻すのが当然であると考えます。

そうした意味からも、この陳情の趣旨は全く正当であり、今もって主張は生きており、消費税廃止の声が市民の声と受け止めなければなりません。現在の国会情勢は消費税問題の攻防戦が行われております。今からでもおそくはないのです。この陳情を採択して、福生市議会が福生市民の声を受け止め、反映できる結論を導き出すではありませんか。

市民クラブ各議員の良心に訴えさせていただきます、陳情に賛成の立場での討論といたします。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者十一番松山清君。

（十一番 松山 清君）

○十一番（松山 清君） 陳情第一一十三号 消費税の即時廃止を求める陳情書 陳情第一一十四号 消費

税の廃止を求める陳情書 この二件の陳情書に賛成の意見の討論を行います。

消費税が実施されて一年、毎日毎日が納税日として消費者のふところから税金が容赦なく取り立てられてまいりました。この消費税は所得の低い人ほど負担が重い最悪の税金であります。減税が実施されても差し引きすれば大多数の国民は増税であり、減税の恩恵はほんの一握りの高額所得者だけに過ぎません。

この消費税導入の本来のねらいは、何よりもアメリカの強い要望に沿った軍事費を一層増額するための財源づくり、それに最大の目的がありました。ですから、来年度の予算でも軍事費は初めて四兆円の大台を突破するという大突出の予算編成となっていてはなりませんか。

高齢化社会のためなどということは真赤な大嘘であります。お年寄りから税金を取って高齢化社会のためなどということがどだい成り立つはずはありません。ましてや、現在日本では、今働いている一人が二人の人を養っている、こういう政府統計結果が発表されております。これが二十一世紀の社会になりまして、高齢化社会と言われている。そういう社会になりました。働いている一人一人が養うのは現在と同じ二人である。こういう調査が発表されているわけでありまして、それも政府の発表であります。

こうしたことから見るならば、高齢化社会は十分に支えることができるわけでありまして、消費税導入など全くする必要はないのでございます。こうした消費税の導入は、もともととはやらないと言って国民に嘘をついて実施したものでありますから、当然もう既に廃止されていなければならぬものであります。

国民は参議院選挙でもこの怒りを爆発させ、はっきりと自民党政治に審判を下しました。また、衆議院選挙でも多数の国民がこの審判を下し、自民党の議席を大幅に減らしたではありませんか。こうした国民の声にまじめに、そして率直に耳を傾ける。そういう気持ちがあるならば、この陳情二件は採択とすべきものであります。

今、総務委員会等で市民クラブ所属の皆さんがこの陳情書二件を不採択といたしましたけれども、今からでもおそくはありません。この本会議場で、こうした態度変更は大いに歓迎するところでありますから、再度申し上げるわけでございますけれども、本陳情二件、採択という態度を取っていただきたいと思いますのでございます。

このことを申し上げまして、簡単ではございますが、私の陳情に対する賛成の討論といたすものであります。

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより本二件について個別に採決いたします。

まず、陳情第一一十三号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第一一十三号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって陳情第一一十三号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情第一一十四号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第一一十四号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって陳情第一一十四号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 二時十五分まで休憩いたします。

午後一時五十四分 休憩

~~~~~

午後二時 十五分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十九 陳情第二一二号 子供たちを最大の被害者にする新学習指導要領の撤回を求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、陳情第二一二号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（陳情審査報告書）別添参照

審査に入る前に陳情第二一二号の審査について傍聴の申し出があり、委員全員に伺いましたところ、賛成少数にて福生市委員会条例第八条並びに十五条の規程により委員長として判断し、不許可とさせていた

できました。審査に入り、冒頭局長から署名の追加報告があり五百五十人の追加となりました。

委員より、三千六百名の多数の署名があり、関心も高いと思うので、陳情代表者なりの意見を聞きたいので諮っていただきたい。

また委員より、子供が最大の被害者だとあり、どこが問題か陳情者の意見を聞く形で諮っていただきたいとの意見があり、また委員より、当市の有権者は三万五千人程度だが、陳情者には他市の人も相当入っている。陳情書の内容はこの陳情書で陳情者の意見は理解できるので改めて説明の必要はないと思うとの意見があり、説明を受ける件についてお諮りいたしましたところ、賛成少数で必要なしと決定いたしました。

委員より、新学習指導要領は教育課程審議会の答申により作成されており、高石氏は委員ではなかった。また、日の丸は平和の象徴であり、日本を愛し、世界を愛する気持ちを養っていくことから、本陳情採択に反対するとの意見がありました。

また委員より、教育長の見解を求める意見があり、教育長は陳情は議会に提出されたものであり、審査に予断を与えることとなるので意見を述べることは遠慮するとの答弁がありました。

また委員より、市民多数の陳情であり、採択されたい。

また委員より、日の丸、君が代のこと大事になっているが、これは子供への押しつけや憲法に保証されている自由の束縛のこともあり、子供や父兄の考えを大事にすることは必要である。傍聴を締め出したが、多数の意見を聞くことも大事であり、意見書を出すべきで、数で押すべきではないし、日の丸、君が代が戦争の關係で必要とされたという歴史をとらえることも必要であり、本件は採択されたいとの意見があり、その後起立により採決いたしましたところ、賛成少数で不採択と決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○二番（大森 進君） ただいま、陳情第二二号における総務委員会委員長の報告がありましたけれども、一点お伺いしたいと思うのですが、傍聴の關係について委員長の方から報告がありました。これについて、その内容ですね。委員から傍聴者には傍聴を許可しなくても傍聴効果があるから問題ではないとの発言があったと思うのですが、そういうあれがあったかどうなのかを、できれば補足しての報告にしていきたいと思います。以上です。

○八番（林田 武君） 自席からお答えいたします。審査報告の中にもございましたように、審査に入る前の話でございまして、特にお答えする必要はないと自分では思います。

○二番（大森 進君） 傍聴問題について冒頭から、最初から報告しているわけですから、それは審査のあれでなければ最初から言っていた傍聴についての話、あるいは結果がどうなったかという報告がありましたけれども、それはもちろんつながるわけで具体的に報告しているわけですから、それはないというのはおかしいと思うので、もう一度、そういった視点からお尋ねしたいと思います。

○八番（林田 武君） そういう御質問であれば、取り消してもいいのですけれども、よく厚生委員会とか建設委員会でも審査に入る前に視察をしたりいろいろするときには、必ずここで視察をしましたというような報告もございまして、そんなつもりで言ったわけですから。審査の内容ではないのです。よろしく願います。

○二番（大森 進君） なぜ聞いたかというか、これはかなりちょっと重大な発言だったのではないかと思います。うふうに思っているわけです。事実上、常任委員会が委員会を開いて傍聴を認めないという結果になったということが言われてますけれども、それは市民が一応傍聴したいということと聞いて、私どもは議員です。そこに行けばマイクをとおして話を聞けますけれども、市民の場合はすぐ隣の休憩室にいかなくてほかのところに行くわけです。具体的に話が聞けないわけです。

そういう点から考えますと、事実上市民としては全く聞けないわけで、そういった視点での傍聴効果はあるのだというような発言があったと思うのですけれども、これは大変な勘違いなのかどうか知りませんが、全く発言としては問題だろうと思うのです。

それと、正確には、これについて会議が開かれた部分と、休憩時間で意見を聞いたのかどうか、そこら辺、多分私の感じている部分では委員会を開いてその意見を聞いてやったと思うのです。もし開いたとするならば、当然こういう形で質問した場合は答える義務があると私は思っているのですけれども、そこら辺少し明確にしていきたいと思います。

○八番（林田 武君） 確かに委員会を開いたあと、お話をしたわけですが、それは陳情第一一十三号、陳情第一一十四号と陳情第二一二号の間にやったわけですが、陳情第二二号の審査報告はその後、にやらせていただいたわけでございます。よろしく願います。

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

午後二時二十五分 休憩

午後二時 四十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○二番（大森 進君） 陳情第二一二号の審議以前に総務委員会として公式の場での発言がなかったというふうに書いてありますので、質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。六番南木繁男君。

（六番 南木繁男君登壇）

○六番（南木繁男君） きょうもまた、我が国の航空機は翼の下に日の丸を輝かせ、世界の空を天駆けております。また、幾多の国際競技では我が国の選手団は日の丸を先頭にどうどうと行進し、その勝利に対しては日の丸の掲揚、国歌の斉唱により顕彰されております。

このことは、国旗、国歌が国民的、あるいは国際的に認証されていることを示しております。このような現実を踏まえ、また前提として、私は本陳情に反対の討論をさせていただきます。

まず、高石事務官関与の云々についてであります。本要領は六十名からなる教育課程審議会、さらに多くの専門委員を加えて策定されたものです。その専門性において我々の能力をはるかに超えております。一地方議会の審議になじむものではないとさえ思われます。高石次官は当時初等、中等教育局長の職にありました。その意味において関与は絶無とは申しません。しかし、その程度は甚だ低く、本論拠はためにする議論であり、甚だ希薄と申さざるを得ません。

また、国旗、国歌は前段申し上げましたとおり、国民的、あるいは国際的な印象があり、多少存在する法的疑義をはるかに超えているナショナルフラッグとしての権威は既に揺るがせないものとなっております。今、戦争を知らない世代が育っております。あの日の丸を見てだれが武器を思い出しますか。だれが戦闘を思い出しますか。日の丸、国旗をなぜに気にするのか、全く理解に苦しみます。私は日の丸は平和のシンボルとしてとらえております。平和を求め、平和を追求する市民クラブの一員として今陳情は理解

しがたく、採択に反対し、討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者二番大森進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） 陳情第二一二号 子供たちを最大の被害者にする新学習指導要領の撤回を求める陳情書に賛成の立場から討論を行っていききたいと思います。

この陳情書においては、最終的に三千六百六十四人もの多くの市民が署名しております。一つの陳情書にこれだけ多くの人たちの関心を集めたものは、福生市議会として見ても随分長い間なかったことだといふふうに思います。それだけこの新学習指導要領に対しては、市民の注目を集め、多くの問題点を含んだものと考えます。

そうした視点から、私なりに問題点を指摘しますと、第一に日の丸、君が代の義務づけは、憲法に保障された思想、良心の自由や、子供たち、保護者、教師の人権を侵すものになるということです。人間は十人いれば十色と言われます。すべての人たちの考えが違っていてもおかしくはないのです。また、同じ考えの人が多くいてもそれはそれでよいわけです。それが自由と民主主義で保障されたものであるということであるならば、公教育現場に日の丸、君が代を強制することはあってはならないし、許されるべきではないと思います。まさに人権の視点から考えなければなりません。

第二点目として、なぜ人権の問題として強く指摘するのかであります。日の丸、君が代については戦争における歴史があり、戦争責任の問題があるからです。十五年戦争における日帝はアジア侵略を行い、そして二千万人以上の人を殺しました。その軍隊の象徴が日の丸であります。天皇を国家元首とした天皇主義に基づく戦争を行い、その中に君が代の歴史もありました。歴史が今もって戦争責任の名のもとに、私たちが考えていかなければならない責任を負っていると考えるからです。

ましてや、昭和天皇が死んでから異例の早さで新学習指導要領が決定されたことを見ますと、かなり政治的な意図が働いていると受け取らざるを得ません。

第三に、この新学習指導要領がリクルートに汚染された人たちの手によって中心的につくられてきた問

題であります。刑事被告人である高石元文部次官の手によって強力に推し進められてきたものでありますし、それは市民感情としても、今後教育現場での中心的役割を担う指導要領が、そうした人たちの手でつくられてきたものであれば、当然拒否しても当たり前だと思います。悪い影響を及ぼすことも、それも事実だというふうに思います。

第四に、習熟度別指導や選択時数の拡大により、受験戦争がますます加速されていくと考えられますし、差別感、疎外感、劣等感を助長するものと考えられます。信条道徳や生活課の新設についても意見の分かれるところであり、いわゆる、現在抱えている教育の問題点がより一層深化すると考えられ、新学習指導要領が問題を解決してくれるものではないと言わなければなりません。

文部省が、政治、経済、軍事大国としての日本の一員として、国家の意向を自覚して行動する青少年の育成を狙う新学習指導要領であり、その中心的なものとして日の丸、君が代の強制があると言えます。以上の問題点を指摘して、今回出されている、子供たちを最大の被害者にする新学習指導要領の撤回を求める陳情について、採択すべきであると申し述べて賛成討論いたします。

○議長（仲村清信君） 次に、反対者十番村野和一郎君。

（十番 村野和一郎君登壇）

○十番（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、陳情第二十二号につき反対の立場から討論をさせていただきます。

新学習指導要領の改定は、国際化、情報化の進展に伴い二十一世紀を目指し、社会の変化に対応できる心豊かな人間の育成を図ることを基本的なねらいとし、改定されたものであります。まことに時宜を得たものであります。私はこの要領のうち、二点を取り上げ論じたいと思います。

まず第一点は、国旗、国歌の問題であります。国旗、国歌は世界中どの国にもあり、大切にされ、互いに尊重しあわなければならないことは国際的な慣行になっております。国際化時代を迎え、児童生徒に国際社会に生きる日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、すべての国の国旗、国歌に対して等しく敬意を表する態度を育てるためにも、国旗、国歌の意義を理解させることは大切なことである

ります。

次に、二点目の道徳教育であります。人間尊重の精神をさらに深化させ、命に対するかけがえのなさを重視するとともに、社会の変化に対応し、積極的に世界に貢献できる日本人を育成する観点から改定が加えられ、小学校にあっては、しつけ等の基本的な生活習慣、道徳を守り公共に尽くそうとする態度、そして中学校にあっては、日常の社会道徳、社会規範を守る態度、人間としての生き方を自覚させる等、指導するものであり、まことに適切なものであります。

なお、総務委員会において傍聴を不許可にした件について、一言述べさせていただきます。陳情第二十二号の審査に入る前に委員より、傍聴者に本陳情書の内容について説明をさせてほしいとの申し出がありました。また委員より、傍聴者を委員会に入場させ、審議に入った時点で陳情者として説明をさせてほしい旨の発言をしたとの意見が出されました。福生市議会会議規則、福生市議会委員会条例、福生市議会傍聴規則等においてはいずれも傍聴人または陳情者に発言を認める規定はなく、これを認めよという方が議会や委員会のルールを無視したものであると言わざるを得ません。

委員長としては、委員会条例第八条、委員長の議事整理秩序保持権と同条例第十五条の傍聴の取り扱いについてを基にして傍聴を不許可にしたもので、まことに適切な処置であったと評価するものであります。以上付け加え、反対討論いたします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 陳情第二十二号子供たちを最大の被害者にする新学習指導要領の撤回を求める陳情書について、採択をしていただきたいという立場から討論を行っていききたいと思います。

ただいま、反対者の方から今回の審議に当たって、傍聴の問題が出てきました。私が理解をしている限りでは、先ほど委員長報告にもありましたように、委員会が開催された後に傍聴についてはお諮りをいただきます。その中で何人かの方たちが賛成、反対の意見を述べられまして、委員長の判断で傍聴をさせないということになったわけですが、その折りに、例えば傍聴者に発言をさせろというようなこと

については一切ないわけで、これは相当事実無根ではないかと思ひます。

それから、先ほどの委員長報告にありましたけれども、陳情者の意見を聞きたいということは確かに正式な発言であるのですけれども、やっぱり傍聴者を入れてそこで意見を述べたいというようなことが一体どの議事録にあるかということは私は大変不思議に思ひます。どこにあるのでしょうか。正式の発言、つまり委員会運営上の発言では全くないことを引いて、反対討論の中身にするのは私は大変、議会の中身からすれば下品なことではないかというふうに思ひます。少なくとも、議会の中では公式の発言をしたことが議事録であり、公式の発言の中で委員会が運営されていくわけですから、そこではない発言が引かれて、かつてもありましたよね、こういうことは。私は非常によろしくない態度であるというふうに思ひました。でき得れば、委員会内での正式発言だけにとどめていただきたい。訂正も合わせて要求したいというふうに思ひます。

いずれにしても、この審議に当たりましては午前中から待っていらっしゃいました数人の市民の皆さんを、傍聴を全く理由も述べずにさせないという、福生の議会史上前代未聞のことなのですけれども、そういうことが行われました。そのことは、これからの議会運営上の問題につきましても、大変な汚点を残したというふうに思わざるを得ません。

今、審議をし、討論をしております新指導要領の問題につきましては、私は既に一般質問の中で教育長との間でやりとりが幾つかありました。その中で、今回ここへ出てきました、子供たちを最大の被害者にするということは、一体どういうものであるかということについても議論もしています。

例えば生活課の設置の問題や、社会科の見直しの問題、それから選択科目の問題、それからもちろん今、盛んに世界中に飛行機の翼にくっついていきますけれども、日の丸、君が代の強制の問題ですね、等々のこととお話をしました。その中で、やはり一番問題だったのは一つの問題は日の丸や君が代を子供たちに強制をするということですね。それからもう一つは、もう少し問題を考えていけば、例えば科目選択の問題等々で子供たちに選択の幅があるといいながら、実際には子供たちには選択するものが少なくなっている、差別や選別の教育につながるんじゃないかと、そういうことが子供たちが被害者になっていくこと

ではないかというふうに言ひています。

問題が常に日の丸、君が代の問題に順化していきますと、こういったほかの問題が見えなくなるわけですね。例えば歴史の問題なんかも、教育長の討論の中で、歴史上の人物を登場するのが社会科として非常に生き生きした授業ができるんだということをおっしゃっています。その中で、例えば歴史上の人物の問題に関しては、立川文庫の例を引かれました。新田義定や楠木正成の例が。しかし、こうした人々の歴史上の評価というものは様々あるわけです。この場合には、非常に無批判な歴史肯定というのは非常に危険だということは多分教育長さんが一番御存じなわけです。

そうしたことから言ひますと、私はこうした新指導要領の中を、全く無批判に全面肯定するのではなくて、それぞれの町の教育の課程の中で考えながら、批判的に受け入れるということはなぜできないのかということをやつとやつてきたわけです。

これは知識人というか、インテリというか、その人にとってはもっとも大切なことですから、特に教育長さんにとっては非常に大事なことだと思ひているのです。ただ、例えばこういうことも言ひましたね。日の丸や君が代、旗や歌には罪がないんだというふうに言ひていますけれども、御承知の方もおいでになると思ひますけれども、修身教科書巻の内というのがありましたね。昭和十年から使ひてます。これは十五年戦争がまさに盛んになっていって、中国侵略を行ひていって、太平洋戦争に向かう中で日の丸と君が代の取り上げ方がずっと多くなりますね。国家の象徴として国を一つにまとめていって戦争に行くんだというときに日の丸も、それから君が代というのが使ひられているのです。それから言うと、旗や、それから歌に罪はないのかというようにも思ひます。私たちには罪はないと思ひます。それから知れないけれども、日の丸を先頭に進軍してきた軍隊を見たときにアジアの人は、ではそれは、旗や歌にまだ罪がないかと思ひているかと言ひば、それはまさに後段で述べるような、国際化ということからいへば、それはアメリカ合衆国ばかりではなくて、アジアの人々とこれから過ごしていこうとする歴史の中で、日の丸や君が代がひとつの大問題になっていくことは間違ひないと思ひます。どんなアジアの田舎に行つても、おまえの親父は何をしてたかと言ひれるととてもどつきります。軍人だったなんてことなかなか言ひないで

しょう。

そういうことを考えれば、この国際化という問題からいったとしてもは日の丸、君が代を強制していくことが、やはり子供たちにとって被害者になるんだということを父母の皆さんおっしゃっているわけです。そうした意味で、この陳情が出てきて三千六百人も人が集まったんだと。署名が集まったんだと考えていいと思うのです。

僕は、第一小学校にやはり日の丸、君が代の問題で父母の皆さん、父母の皆さんと一緒に伺ったのですけど、要するに来たお母さんたちに対して一小の校長さんは、あんたらはつまり少数なんだと。ほかの多数の人はこういうこと思っていないんだと。だからと言うのですが、しかし、まさにその校長さんが今まで行ってきた教育というのは、少数の人の意見もあるだろうと。同じような意見の人もあるだろうけれども。その少数の意見の人を大事にしながら世の中は進んでいくのだという教育をしたはずですよ。

今度のことに關しても、門前払いのような形というのは僕はやっぱりよくない、どこが本当に被害者になるんだということは聞くような態度は必要だったと思うんです。そういったことからいえば、今度の傍聴もしない、させないというような形はやはり行政として、あるいは行政の中の議会としてはやるべき態度ではなかったし、できるだけたくさん意見を聞きながら、この陳情を考えるべきだったのではないかと思っっているのです。

それから、最後になりますけれども、陳情についての意見の中で、例えばさっき委員長から紹介がありましたけれども、福生三万五千の有権者のうちの三千なんぼじゃないかと、あるいは福生市民以外もいるじゃないかということが出てきたわけです。現に報告になっているわけですから。しかし、陳情の原則からいえば、どこの国に住んでいる、いかなる民族の、どういう国家の市民であっても手続きさえ取れば、例えばブラジルに住んでいるスペイン人であっても、我が町の市議会に陳情することはできるわけです。その権利というのは最も大事な権利だというふうに議会で言っているわけです。それから言えば、たとえ数が何人であろうと有権者三万五千のうちの三千五百じゃないかというふうなことは言えないわけで、そういったことから言っても、また元に戻るようですけれども、子供たちが本当に被害者だという形での論理

があればそこは大切に考えるべきだと思うし、それからやはり、そのやりとりの中でもとり一遍のような形ではなくて、本当に教室が足りなくなるのか、本当に選択は大丈夫なのか、例えばどうやって強制するということがなくすることができるとかというようなことが本当は考えなければいけないはずなのに、いつの間にかどこか非常に政治問題にしておいて、これはけしからん、おまえとは考えが違ふというような形で今回の陳情の議論が進んだことについては、この陳情は採択してほしいという立場からいっても非常にまずかったのではないかと思うのです。

僕は、今からでも皆さんがお考えになって、こういった子供の問題があるならば、やはりこの新指導要領については見直しをしよう。つまり日の丸、君が代だけの問題ではなかったでしょう。今言ったのは、そういうことをやるべきじゃないかと。それを我が国は日の丸、君が代というものがあって、それが飛行機の中で漠然と飛んでいるのだと。しかし、この日の丸の最初の発端からいえば、今「飛ぶが如く」の中に出てくる島津斉彬さんが決めたと言われてますけれども、明治になってから、船舶の航行のために必要な標識であると。船の標識だと決めたわけですね。そういったものですから。それがつまり、子供の口を開けて君が代歌わせるようなことにやっぱりならない方がいいんだというように考えるべきだというふうに思っています。

それから言いますが、ぜひこの陳情を採択していただいて、意見書を出していただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者十一番松山清君。

（十一番 松山清君登壇）

○十一番（松山清君） 陳情第二一二号 子供たちを最大の被害者にする新学習指導要領の撤回を求める陳情書について賛成の討論を行います。

新学習指導要領は移行措置といたしまして、ことし四月から日の丸、君が代の強制を行い、九十二年度からは小学校を手始めに順次全面的に実施されるわけであります。この学習指導要領はもとも国民の教育要求には真向から反する内容のものであります。それだけに、国民が撤回を要求するのは当然のこと

あります。

問題の第一は、新学習指導要領が子供の発達を無視して、小学校低学年から漢字や算数などを詰め込み、中学校には習熟度別学級編成を導入、選択科目の拡大を図るなど、多くの子供を意図的に落ちこぼし、早くからできる子、できない子を政策的につくり出そうとしている点であります。これは義務教育の本来の目的を否定し、差別、選別の教育を徹底的に推し進めようとするものであります。

子供に学力をつけてほしいと願う親の要求に反するばかりか、憲法、教育基本法の理念、すべての子供たちに基礎学力、民主的道德、体力などを身につけさせることを通じて、民主主義社会の担い手たる主権者を育成し、もって社会の民主主義的発展を促すという立場に反するものであります。

二つは、新学習指導要領が日清、日露の侵略戦争の肯定、天皇賛美、日の丸、君が代の強制など特定の政治的立場、思想的立場を公教育の名で一方的に子供と教師に強要していることであります。これは偏向教育に当たるだけでなく、国民の思想、信条の自由、良心の自由を否定するものとして重大であります。にもかかわらず、当時の西岡文部大臣は、日の丸掲揚や君が代斉唱をしない教師を処分の対象とすると言明しています。

こうした強制は、憲法に反する暴挙であるばかりか、教育への権力的支配を廃した教育基本法にも反するものであります。しかも、国会などで明らかにされたように、新学習指導要領は江副、それから高石元文部事務次官など、リクルート汚染の当事者たちの傘下でつくられるなど、もともと撤回すべき汚れた書であります。他市の意見書が前代未聞の私利私欲の文部官僚に、教育を、道德を語る資格はないとしての撤回を求めているのは当然と言えるのではないのでしょうか。

こうした新学習指導要領の撤回を求め、当市におきましても署名数が五百五十名の追加分を含めて三千六百六十四名と、かつてなく多数の人の願いが込められて、市議会に陳情書として提出されたものであります。

しかるに、この陳情書の審議に当たって、市民クラブ所属の総務委員が陳情者の傍聴を締め出しました。このような市民の当然の権利に対する傍聴締め出しは、民主主義そのものに敵対する行為であり、絶対に

許されるものではありません。また、陳情者の意見を聞くべきだとの当然の提案も受け入れず、市民クラブの多数をもって不採択としたものであります。私は、市民クラブ所属議員として十分な反省を促すことを強く求めるものであります。

ましてや、傍聴締め出しの理由といたしまして、陳情者の意見を聞く、こういう提案があるから傍聴者を締め出したなどというに至ってはまさにもう論外であります。会議規則、委員会条例を見ましても、どこにも陳情者の意見を聞いてはならないという条項があるでしょうか。私は、こうしたことを言う方に委員会や会議録をお読みになったのかということをお願いしたいと思います。委員からの陳情者の三千六百六十四名もの署名を集めた、こうした人たちの意見を聞くべきだという提案は当然のことではないでしょうか。この提案を受け入れるかどうかということは、また、賛成多数という形で決まると思いますが、そのことと、市民として当然保障されるべき傍聴というものを締め出すということは、到底同レベルで図れるものではないということを強く申し上げておきたいと思えます。

今回の総務委員会のこの陳情の審議に当たっての傍聴締め出しというのは、まさに福生市議会の歴史の中に汚点を残すものだと思います。この責任はあえて市民クラブがすべて負わなければならないことを強く申し上げまして、私のこの陳情に対する賛成の討論といたすものであります。(拍手)

○議長(仲村清信君) 以上で討論を終わります。

これより陳情第二一二号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第二一二号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立少数であります。よって陳情第二一二号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第三十 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務、厚生、厚生の両委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規程により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が六件ありました。お諮りいたします。

本件申し出中、陳情第一一十五号については閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る五件については総務、厚生、厚生の両委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本五件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって本五件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第三十一 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会からの継続調査の要求がありました。

本件はお手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後三時十三分 休憩

午後三時四十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会議務局長報告）

一、決議の受理について（別添参照）

二、意見書の受理について（別添参照）

○議長（仲村清信君） 以上で報告は終わりました。

ただいま報告されましたとおり、議案二件が提出され、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長より報告願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） 御指名によりまして、休憩中開催いたしました議会運営委員会の結果につき御報告申し上げます。

新たに提出されました議案第三十五号及び議案第三十六号の二件については、委員会において本日の日程に追加とする、追加としないとの意見がありまして、二議案ともに意見の統一は見られませんでしたので、本会議において議長により取り扱っていただくことにいたしました。以上、御報告いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わります。

お諮りいたします。

この際、新たに提出された議案第三十五号を本日の日程に追加することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって議案第三十五号を本日の日程に追加することは否決されました。

○議長（仲村清信君） 続いて、新たに提出された議案第三十六号を本日の日程に追加することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって議案第三十六号を本日の日程に追加することは否決されました。

○議長（仲村清信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって平成二年第一回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後三時四十四分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

副議長

議員

仲村清信  
井上寅吉  
左原博

議員

議員

村野和一郎  
松山清